

令和 8 年 7 月 2 9 日 宣告

令和 8 年（わ）第 1 0 号

判 決

被告人に対する危険運転致死被告事件について、当裁判所は、検察官發知成美、私選弁護人川村明伸各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役 4 年 6 月に処する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和 6 年 9 月 2 2 日午前 6 時 4 1 分頃、札幌市（住所省略）所在の駐車場において、運転開始前に飲んだ酒の影響により前方注視及び運転操作に支障が生じるおそれがある状態で普通乗用自動車を進進させて運転を開始し、もってアルコールの影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、よって、同日午前 7 時 1 9 分頃、北海道小樽市（住所省略）先の右方に緩やかに湾曲する道路を札幌市 a 区方面から b 町方面に向かい時速約 8 0 ないし 8 8 キロメートルで進行中、そのアルコールの影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、自車を対向車線に進出させ、折から対向進行してきた A（当時 2 4 歳）運転の普通乗用自動車右前部に自車右前部を衝突させ、よって、同人に重症多発外傷の傷害を負わせ、同日午前 8 時 1 5 分頃、札幌市（住所省略）B 病院において、同人を同傷害により死亡させたものである。

（証拠の標目）（省略）

（法令の適用）

1 構成要件及び法定刑を示す規定

被告人の判示所為は、令和 4 年法律第 6 8 号 4 4 1 条 1 項により同法による改正前の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 3 条 1 項（人を死亡させた場合）に該当する。

2 宣告刑の決定

所定刑期の範囲内で被告人を懲役4年6月に処する。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、前日の夕刻から夜を徹して、複数の店舗において多量の飲酒をしていたにもかかわらず、自動車の運転が可能であると安易に判断して運転を開始し、相当距離を進行した後、右方に緩やかに湾曲する道路を進行中、アルコールの影響により仮睡状態に陥るなどして、自車を法定速度を超える速度で対向車線に進出させて対向車に衝突させ、対向車を運転していた被害者1名を死亡させたという危険運転致死の事案である。

本件事故の態様のほか、本件事故後に被告人から呼気1リットルにつき約0.5ミリグラムという高濃度のアルコールが検知されていることや本件事故現場に至るまでの道路において蛇行運転をしていたことにも照らすと、被告人による飲酒運転は相当高度の危険性を有するものであり、本件事故はまさにその危険性が現実化したものと評価することができる。

被告人において、長時間かつ多量の飲酒状況の下で、自動車の運転を回避することは容易であったにもかかわらず、自動車の運転が可能であると安易に判断して運転を開始したものであって、このような被告人の無謀な意思決定は厳しい非難に値する。

本件事故の被害者は、当時24歳で大学院に在籍し、日々熱心に研究に励み、家族想いでもあったところ、本件事故により突如として志半ばで生命を絶たれたという結果は、極めて重大である。被害者の無念や被害者遺族が被った苦痛は察するに余りあり、その処罰感情が極めて厳しいことも当然である。

今なお、飲酒運転による悲惨な死傷事故が発生し、飲酒運転に対する社会的非難がますます高まる中で、本件のような特に危険な飲酒運転については厳しい処分を科すべきであると考えられる。

したがって、被告人の刑事責任は相当重く、同種事案の量刑傾向に照らしても、

実刑を免れないというべきである。

他方で、被告人は事実関係を認め、被告人なりの反省及び改悛の態度を示していること、被告人が加入していた自動車保険を通じて被害者遺族に対して相応の損害賠償が見込まれること、被害者も法定速度を超える速度で進行していたこと、被告人には前科が見当たらないこと等の被告人のために酌むべき事情も考慮して、主文掲記の刑期を量定した。

(求刑：懲役５年６月の実刑、被害者参加弁護士両名の科刑意見：懲役１５年)

令和８年７月２９日

札幌地方裁判所小樽支部

裁判官 藪 田 貴 史